

専門家養成の基本的スキームについて(案)

仕事と生活の調和推進に係る専門家養成に係るイメージ(案)

厚生労働省

①講習の認定基準、認定手続等の作成

②公表

⑤認定

⑥認定講習実施機関を厚生労働省ホームページに掲載して、受講希望者に周知

委託等

情報発信サイト

⑫修了者名簿の掲載
(掲載同意者に限る)

周知(・マッチング支援)

企業等

修了者を活用した場合は、職場意識改善助成金に上乘せ助成

講習機関

③養成講座及び試験の開発

④申請

⑦講習

受講者

●想定される受講者

1 社会保険労務士、中小企業診断士、産業カウンセラー等の資格保有者

2 企業の労務管理担当者等

3 自治体担当者、業界団体関係者、労働組合関係者

⑧試験(修了試験)の実施

⑨修了証の交付

⑩修了者名簿の作成

⑪修了者名簿の提供

修了者